



秋暑厳しき候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

重要情報

1. 生命保険の非課税について

相続において、死亡保険金は法定相続人一名につき500万円まで非課税とされていますが、非課税限度の縮減が今国会では見送られたものの平成25年度税制改正で再議論される見通しとなっています。

2. インターネット副業の申告漏れにご注意

ブログのアドウェア収入が20万円を超える場合には、雑所得として確定申告が必要です。オークションで自分の生活用品(趣味のカメラ、中古バイクなど)を売却した場合は非課税ですが、反復継続するグッズ転売などは申告が必要です。

3. ゴルフ会員権の売却計算が変わりました

ゴルフ場が経営不振により更正手続きによって預託金が切捨てられ新会員権に切替わった場合でも、会員権としての実態に変更がないときは、会員権部分の当初取得価額を引継いで譲渡所得の計算をすることになりました。

10月のイベント

- ・ 個人住民税第3期納付
- ・ 8月決算法人 確定申告納期限
- ・ 2月決算法人 中間申告納期限

税金マメ知識

個人がかなり昔に購入した不動産を売却する場合、購入時の契約書などが見つからず、取得費が不明なケースがあります。その場合は、譲渡収入の5%を取得費として譲渡益を計算することができますが、95%が課税対象となってしまいます。実は、この5%の概算取得費以外の方法で取得費を計算することができます。具体的には、土地は市街地価格指数から、建物は、着工建築物構造別単価から算定します。税務署でも親切な職員なら教えてくれますが、通常は知らずに5%を用いてしまって損をすることがあります。(H12.11.16裁判例集No.60P.208)

晩酌のじかん

晩酌中に行きたいところリストを作るのですが、妻はリクエストするのは紀行作家の自宅記念館。これが意外に面白いのですよ。遊び大好き人間の自宅を見て、彼の感性に共感して羨ましくなります。わたしもいずれアパート暮らしを卒業して素敵なお家を建てたいものです。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp

元バックパッカー赤羽の旅断(バカ)



【イラン：ヒッチハイク】バックパッカーは日本では小説やTVの影響からか、貧乏旅行や自分探しの放浪といったイメージが定着していますが、欧米ではスポーティな旅のスタイルとして楽しまれています。登山のようにブランド用品も豊富ですよ。

☆事務所からの連絡☆